主文本件抗告を却下する。 抗告費用は抗告人の負担とする。 理 由

抗告人の抗告の趣旨および理由は別紙記載のとおりである。 〈要旨〉民事訴訟法第六八七条第三項の競落不動産の引渡命令は、強制執行の方法 「外ならないものであるから、右</要旨>命令に対する不服の申立は、まず同法第五四四条により異議を申立て、その異議却下の裁判に対し同法第五五八条の規定にしたがい即時抗告の申立をなしうるものと解すべきところ、本件記録によれば、抗告人は競落不動産引渡命令に対し異議申立をすることなく、ただちに本件抗告をなし たものであつて右は不適法として却下を免れない。
よつて、民事訴訟法第四一四条、第三八三条、第九五条、第八九条を適用して主

文のとおり決定する。 (裁判長裁判官 猪股薫 裁判官 臼居直道 裁判官 安久津武人)